

## 令和5年度 地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細

市町村名： 戸沢村

## ○地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第17条第2項第1号～第4号関係)

<b>1. 地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細</b>
<p>○山形県地域公共交通計画&lt;施策・事業3-2-1&gt;地域内交通ネットワークについて、村内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・戸沢村地域公共交通会議における、村内交通ネットワークの課題に関する年1回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善（戸沢村）</li> </ul> <p>○山形県地域公共交通計画&lt;施策・事業1-1-1&gt;&lt;1-2-1&gt;によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP等のデータを適時適切に提供する。（戸沢村、事業者）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・GTFS-JP（GTFS-RT）の作成・提供（戸沢村）</li> </ul> <p>○山形県地域公共交通計画の&lt;施策・事業3-1-1&gt;に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。（戸沢村）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域公共交通計画の&lt;施策・事業2-1-1&gt;によって導入される交通系ICカードについて、村民や来訪者への普及啓発（戸沢村）</li> <li>・本事業対象路線・サービスに対して交通系ICカードの導入の検討（戸沢村、事業者）</li> </ul> <p>○その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。</p>
<b>2. 運行システムの概要及び運送予定者</b>
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を作成し添付</p>
<b>3. 運行システムの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法</b>
<p>○山形県地域公共交通計画 大目標 数値目標2の戸沢村相当分の達成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県全体目標値（目標年度：R7） RESASの移動実態数値（本県への来訪者数等）：県外60,000人、県内70,000人</li> <li>・戸沢村目標値（目標年度：R7） 県外430人、県内531人</li> </ul> <p>○山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標3の戸沢村相当分の達成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県全体目標値（目標年度：R7） 市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50回／人</li> <li>・戸沢村の目標値（目標年度：R7） 2.00回／人（直近年度の実績8,096人）</li> </ul> <p>○山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標4の戸沢村相当分の達成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県全体目標値（目標年度：R7）</li> </ul>

## 別紙

### 市町村の移動サービスに対する負担額

地域鉄道 : 7,203万6千円 (直近年度の実績7,203万6千円)

路線バス : 4億6,000万円 (直近年度の実績4億7,553万4千円)

コミュニティバス : 4億4,000万円 (直近年度の実績5億3,331万4千円)

デマンド交通 : 1億5,000万円 (直近年度の実績2億4,033万9千円)

タクシー : 1億円 (直近年度の実績103万円)

#### ・戸沢村目標値 (目標年度:R7)

(当該市町村が支出している交通モードの目標値、現況地を記載)

乗合デマンドタクシー上松坂新庄線 : 439,000円 (直近年度の実績402,620円)

※実証運行期間 (令和4年4月1日～令和5年3月31日まで) の実績

#### ○上記目標を達成するための細目標の達成 (年次目標) R5.6.29以降運行分

上松坂新庄線の年間利用者数 : 75人以上 (直近年度の実績285人)

上松坂新庄線の収支率 : 26%以上 (直近年度の実績26%)

上松坂新庄線への戸沢村負担額110,000円 (直近年度の実績402,620円)

#### ○事業の効果

・上松坂新庄線を維持することにより、松坂、野口、神田等北部地区の高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

#### ○上記目標・細目標の評価手法・測定方法

・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新のRESASの数値や事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、戸沢村公共交通会議や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

## 4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る乗合デマンドタクシー上松坂について、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を戸沢村においてのみ負担することとしている。

また、「別紙 (山形縣市町村総合交付金申請予定事業一覧)」に記載された交通サービスに対する戸沢村の負担については、山形縣市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

なお、運行経路上、新庄市内を走行するが、新庄市は負担費用負担をしないため、本システムに関する山形県地域公共交通計画の位置づけは戸沢村の地域公共交通確保維持事業のみで足りるものである。

### ○車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第21条第1号～第4号関係)

## 5. 車両の取得に係る目的・必要性

**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

6. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <b>【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
7. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者 <b>【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
該当なし
8. 車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額 <b>【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
該当なし

## ○その他申請に関する事項

9. 協議会の開催状況と主な議論
○山形県地域公共交通活性化協議会
<p>&lt;令和3年度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年6月28日(第1回): 国庫補助要綱改正を踏まえた地域公共交通計画の修正についての議論</li> <li>・令和3年8月25日(第2回): 地域公共交通確保維持事業に係る地域公共交通計画認定申請の提出等についての議論</li> <li>・令和4年1月31日(第3回): 令和3年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価についての議論</li> <li>・令和4年3月24日(第4回): 令和4年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の手続き等について</li> </ul> <p>&lt;令和4年度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年6月27日(第1回): 地域公共交通計画の修正等についての議論案の議論</li> <li>・令和4年9月21日(第2回): 地域間幹線系統の協議運賃についての議論(書面協議)(日付けは書面協議成立時)</li> <li>・令和5年1月27日(第3回): 令和4年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価についての議論</li> <li>・令和5年3月30日(第4回): 山形県地域公共交通計画の変更について(書面協議)(日付けは書面協議成立時)</li> </ul> <p>&lt;令和5年度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年6月28日(第1回): 山形県地域公共交通計画の変更等について</li> </ul>
○山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会(最上)
<p>&lt;令和3年度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年2月(書面協議): 地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業詳細の変更</li> </ul> <p>&lt;令和4年度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年7月15日: 地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の(日付は書面報告日) 詳細の変更について(報告のみ)</li> <li>・令和5年2月27日: 地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業詳細の(日付は書面協議成立時) 変更について</li> </ul>
戸沢村地域公共交通会議
<p>&lt;令和4年度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年5月24日: デマンドバス運行時間の変更について(日付は書面協議成立時)</li> <li>・令和5年1月16日: デマンドタクシー実証運行に係る今後の対応(本格運行)について</li> </ul>

別 紙

<p>・令和5年1月31日：デマンドタクシー高屋余目線の本格運行について デマンドバスいきいきの里線バス停の名称変更について (日付は書面協議成立時)</p>
<p>10. 利用者等の意見の反映状況</p>
<p>山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により戸沢村民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。 本村では、地域住民の意見を反映するため、地区会長会の中から地域公共交通会議の委員を選出している。</p>
<p>11. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要</p>
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を作成し添付</p>
<p>12. 乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要 【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】</p>
<p>(1) 過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等</p>
<p>該当なし</p>
<p>(2) 交通手段の検討状況</p>
<p>該当なし</p>

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 山形県最上郡戸沢村大字古口270

(所 属) 戸沢村住民税務課

(氏 名) 齋藤 郁恵

(電 話) 0233-72-2111 (内線112)

(e-mail) [juuminzeimu@vill.tozawa.lg.jp](mailto:juuminzeimu@vill.tozawa.lg.jp)

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
戸沢村	(有)戸沢観光タクシー	(1) 上松坂新庄線	上松坂	名高	県立新庄病院	往 19km 復 19km	12日	12回			路線不定期運行	①	県立新庄病院前で 山交バス新庄金山 線と接続	①
						往 km 復 km	日	回						
		(3)				往 km 復 km	日	回						
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
戸沢村	(有)戸沢観光タクシー	(1) 上松坂新庄線	上松坂	名高	県立新庄病院	往 19km 復 19km	50日	50回			路線不定期運行	①	県立新庄病院前で 山交バス新庄金山 線と接続	③
						往 km 復 km	日	回						
		(3)				往 km 復 km	日	回						
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
戸沢村	(有)戸沢観光タクシー	(1) 上松坂新庄線	上松坂	名高	県立新庄病院	往 19km 復 19km	50日	50回			路線不定期運行	①	県立新庄病院前 山交バス新庄金山 線と接続	③
						往 km 復 km	日	回						
		(3)				往 km 復 km	日	回						
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	戸沢村
-------	-----

(単位:人)

人 口	
人口集中地区以外	4042
交通不便地域等	4042

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法
4042	村内全域	過疎法第2条の1項

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
山形県地域公共交通計画	令和3年3月	

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)①))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7(リ)に基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合は除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

# 令和5年4月から本格運行開始！

## デマンドタクシー 上松坂新庄線

《県立新庄病院まで》

### デマンドタクシーとは？

予約制の乗合タクシーです。利用登録をした方から電話予約を受け、同じ利用日に予約された方々を指定バス停留所から目的地（県立新庄病院）まで送迎します。

### 利用手順



電話で  
カンタン予約!

#### ① 電話で予約

利用者証を準備し、戸沢観光タクシーに電話します。利用者番号、お名前、利用日、乗降バス停留所を伝えます。

#### ② お迎え

申し込みをしたバス停留所へ迎えにいきます。乗車の際、「利用者証」を提示してください。



#### ③ 目的地へ

同じ便を予約した方々を乗せて目的地へお送りします。



### 運行路線・利用料金

路線	上松坂新庄線		運賃 (片道)	中学生以上	500円
運行日	毎週水曜日 (8/13、12/29～1/3運休)			小学生	250円
運行時間	往路	8時15分発～9時00分着		障がい者 (乗車前に障がい者手帳等を提示ください)	450円
	復路	12時00分発～12時45分着			
予約人数	9人まで			未就学児	保護者同伴で2人まで無料
予約受付時間	午前8時～午後6時まで(利用日の1週間前から前日まで ※予約受付順の利用です)				
予約先	<b>(有)戸沢観光タクシー 電話：0233-72-2711</b> 注：戸沢村営バス予約センターではありません				

※運賃の支払いには村で発行するタクシー券が利用できます(おつりは出ません)

### 運行時刻表

上松坂新庄線	往路	出発 上松坂バス停	① 野呂田	② 上野口	下野口	神田簡易 郵便局前	③ ホエール マート前	④ 濁沢	⑤ 農協前	⑥ 向名高	⑦ 名高	目的地 県立新庄病院
		8:15	8:16	8:21	8:22	8:27	8:28	8:30	8:32	8:34	8:36	9:00頃
上松坂新庄線	復路	県立新庄病院	名高	向名高	農協前	濁沢	ホエール マート前	神田簡易 郵便局前	下野口	上野口	野呂田	上松坂バス停
		12:00	12:24	12:26	12:28	12:30	12:32	12:33	12:38	12:39	12:44	12:45頃

### 初めて利用される方

事前に利用者登録が必要です。住民税務課窓口でお手続きください。利用者証が発行され、予約可能となります。

※これまで利用していた方も、本格運行に伴い、改めて登録が必要になります。

## 運行路線図



## デマンドタクシー利用者登録申請について

① デマンドタクシーを利用するには**事前に利用登録**が必要です。(小学生未満の方の登録は不要です。)

② 『**戸沢村乗合デマンドタクシー利用登録申請書**』を右の記入例を参考に記入し、戸沢村役場 住民税務課へ提出してください。

③ 「**利用者証**」が発行され、予約可能となります。

『戸沢村乗合デマンドタクシー利用申請書』は住民税務課窓口にて用意しています。

役場に来るのが困難な方は、電話でも申請を受け付けますので、住民税務課までお問い合わせください。

### 記入例

様式第1号 (第5条関係)

令和5年4月1日

戸沢村乗合デマンドタクシー利用登録申請書

戸沢村長 加藤 文明 宛

次のとおり乗合デマンドタクシーの利用登録について申請します。

(フリガナ) 世帯主名	トザワ タロウ 戸沢 太郎	性別	男	女	生年月日	大 昭 平 2年 2月 2日	お持ちの方は 携帯電話番号	-
自宅の電話番号	72-2111	自宅の住所	戸沢村大字 神田 9999					
乗降場所を記入ください。	(最寄りのバス停等) 神田簡易郵便局前							
フリガナ 利用されるご家族名	性別	生年月日	お持ちの方は 携帯電話番号					
トザワ タロウ 戸沢 太郎	男 女	大・昭・平 2年 2月 2日	-					
トザワ ハナコ 戸沢 花子	男 女	大・昭・平 3年 3月 3日	-					
トザワ ヨシオ 戸沢 良男	男 女	大・昭・平 23年 4月 4日	090-1111-2222					
トザワ ヨシコ 戸沢 良子	男 女	大・昭・平 25年 5月 5日	080-3333-4444					
	男 女	大・昭・平 年 月 日	-					

備考 ご家族で申請する方がいる場合は、併せて記入してください。乗降場所は同一に限ります。

事前に乗務員に知っておいてほしい事項をお書きください。

太郎は耳が遠いので大きい声で話してください。

※この登録情報は「戸沢村乗合デマンドタクシー」に関する利用以外に使用いたしません。

【お問い合わせ】 戸沢村役場 住民税務課 住民生活係 ☎0233-72-2326